

海の京都旬の食材提供店ガイド制作業務委託企画提案（プロポーザル）実施要領

平成30年5月22日

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下、海の京都DMO）では、海の京都旬の食材提供店ガイド制作業務の委託について、次のとおり募集しますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

記

1 趣 旨

海の京都エリアを少量多品目の食材産地としてPRするとともに、地産地消の推進による産業活性化を目指して、季節ごとに旬の食材を食べれる飲食店を「海の京都旬の食材提供店」として情報発信することで、海の京都エリアへの誘客促進を実現するため、別紙仕様書のとおり業務を製作することができる民間業者からの企画提案をプロポーザルにより募集する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称 海の京都旬の食材提供店ガイド制作業務

※詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり。

(2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

（業務完了報告書の提出を含む。）

3 応募する者に必要な資格その他の注意事項

(1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、過去5年間に同種の業務の履行実績を有し、次のすべての要件を満たすこと。ただし、下記②③において、京都府の入札参加資格を求めるものではない。

① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

② 地方自治法施行令第167条の4の規定により、京都府の入札参加資格を取り消されていないこと。

③ 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑥ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

⑦ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

⑧ 団体又はその代表者が本業務に関連する法律に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(2) 2者以上による提案について

2者以上による共同提案は認めない。

4 応募手続き

(1) 参加意向の表明

本提案募集に参加を希望される場合は、平成30年5月28日（月）17時までに参加意向申出書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで連絡すること。

E-mail : info@uminokyoto.jp FAX : 0772-68-5056

(2) 提案制作に関する質問

提案制作等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- ① 質問期限 平成30年5月29日(火) 17時
- ② 質問方法 電子メール又はFAXにより提出すること
E-mail : info@uminokyoto.jp FAX : 0772-68-5056

③ 回答日 平成30年5月30日(水)まで

④ 回答方法 回答は参加者全員に対して行い、業務に関する内容は仕様書として扱う。

(3) 企画提案書の提出

(様式2)に、以下のすべての書類を添付して提出すること。

提出書類名		部数	内容等	備考
1	参加申請書	1		様式1
2	企画提案書	5	<p>1 本リーフレットの編集方法について記載すること。</p> <p>2 様式2を作成するとともに、任意様式(A4)による具体的な内容を記載した企画提案書を作成の上、添付すること。企画提案書には少なくとも以下の項目について記載すること。</p> <p>【取材力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取材が必要なページに対する取材の方法及びスケジュールが適切であり、かつコンテンツの魅力を最大限にひきだす内容となっているか <p>【デザイン力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客が求める情報がわかりやすくデザインされているか。 ・「旬の食材」や飲食店の魅力が観光客に伝わるデザインとなっているか。 ・各ページに文字、写真、イラスト等を使用したページ構成となっているか。 <p>【事業計画の妥当性、効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的で実現性のある事業計画となっているか。 <p>【企画調整力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業が効率的なスケジュールと遂行に適した業務体制となっているか。 <p>【リーフレットからHPへの誘導の手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットから海の京都HPへの誘導が期待できるような提案であったか。 	様式任意(A4)
3	見積書	5	積算根拠が明確になるよう具体的に記述すること。	様式任意(A4)
4	会社概要	5	会社案内(パンフレット等)または様式3	

5	企画業務受託実績	5	同種業務の制作実績	様式任意 (A4)
---	----------	---	-----------	--------------

(4) 提出先

以下に提出すること（郵送又は持参のいずれでも可）。

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社
〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市役所大宮庁舎内
TEL. 0772-68-5055

(5) 提出期限

平成30年6月1日（金）17時（必着）

(6) 応募書類の取扱い

- ① 提出された応募書類等は返却しない。
- ② 提出された応募書類等は、審査の必要上複製を作成することがある。

(7) 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 各書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 実施要領に定める手続き等に違反した場合
- ③ 提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) その他

- ① 提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 参加意向申出書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

5 委託予算

本業務は1,857,600円（消費税込み）以内を委託予算とする。

6 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

審査として、企画提案書及び見積書（以下企画提案書等という）について、次の審査を行い、採用候補となる企画提案等を選定する。

※提出物の内容について、別途問い合わせる場合がある。

※なお、すべての提案を評価した結果、何れも選定しない場合がある。

提出書類の作成、提出等に要する経費は、応募者において負担するものとする。

（評価項目）

- ① 「海の京都観光圏」の観光地域づくりに対する理解
- ② 制作スキル（企画力、取材等情報収集力、表現力、デザイン力等）
- ③ 信頼性（業務実績等）
- ④ 経費見積

(2) 特定と結果の通知

最も高い評価を受けたものを本業務の委託契約の相手方として特定する。

特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

(3) 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

7 契約及び契約条件など

(1) 契約

上記6により特定された者を、本業務の委託契約候補者とする。

(2) 契約条件など

契約条件については、委託契約候補者と海の京都 DMO との間で提案内容を確認する場を設け、実施内容について精査・調整したうえで、最終的な契約内容及び金額を確定するものとする（提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。）

- ① 本業務は、候補者の提案内容及び上記の協議内容を踏まえて実施する。
- ② 提案内容とその見積については、提案内容を見積金額で実施できることを確約したものとみなす。

8 スケジュール

募集開始予定	平成30年	5月22日（火）	
参加意向の表明期限	平成30年	5月28日（月）	17時
質問書の提出期限	平成30年	5月29日（火）	17時
質問書への回答	平成30年	5月30日（水）	まで
企画提案書等の提出期限	平成30年	6月1日（金）	17時
プレゼンテーション（予定）	平成30年	6月4日（月）	13時30分～
業者決定	平成30年	6月5日（火）	
履行期限（業務完了報告書の提出）	平成31年	3月29日（金）	

9 その他

海の京都に関する基礎知識は、海の京都 DMO ホームページ（<http://www.uminokyoto.jp/>）でご確認ください。